

防人計第8500号
19. 8. 31
最終改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、平成19年10月1日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 趣旨

隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する「隊員」をいう。以下同じ。）が調達経理業務に関し違反行為を行った場合並びに当該違反行為の隠蔽、黙認等があった場合に係る懲戒処分等の基準（以下「処分基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) この通達における「予算執行職員」とは、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項に規定する職員及び同法第2条第3項に規定する「支出等の行為」に従事する職員をいう。
- (2) 「調達経理業務」とは、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（防人1第262号。14. 1. 17）における別紙第1項第2号に規定する調達等関係職員が行う業務をいう。
- (3) 「入札談合等関与行為」とは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第

2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。

(4)「不当な働きかけ」とは、業界関係者が予算執行職員及び調達経理業務に従事する職員に対し、接触、電話、手紙、電子メール、FAX等を通じ、次に掲げることを求める行為をいう。

ア 法令等に違反する行為

イ 職務上非公開とすべき情報の公開

ウ 特定の業界関係者に対する有利又は不利な取扱い（不作為を含む。）

(5)「業界関係者」とは、次のいずれかに該当する事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）の役員（事業者等の代表権を有する役員及び一般役員をいう。）、従業員（役員以外の事業者等に使用される者をいう。）及び代理人をいう。

ア 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「細則」という。）第13条の規定に基づき作成する工事等（細則第6条第1項に規定する「工事等」をいう。以下同じ。）の契約に係る有資格者名簿及び物品等（細則第6条第1項に規定する「物品等」をいう。以下同じ。）の契約に係る参加資格者名簿に記載されている事業者等

イ 現に工事等及び物品等に係る契約を締結している事業者等

ウ 上記イの下請負者又は業務の一部を再委託された者

エ 積算事務において依頼により見積りを行った事業者等

(6)「黙認」とは、職務を行うことにより規律違反行為があると思料したにもかかわらず適切な報告等を行わないことをいう。

3 処分基準

調達経理業務に関する違反行為の具体的類型例に応ずる違反態様は別紙第1のとおりとし、この違反態様に応ずる処分基準は別紙第2のとおりとする。

4 教育等

大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、違反行為及びその処分基準の周知徹底を図るため、隊員に対し、必要な教育等を実施するものとする。

5 その他

(1) この通達の規定は、平成19年10月1日以後の違反する行為について適用し、同日前の違反する行為については、なお従前の例による。

(2) 「違反態様」欄中「調達経理業務に従事する業界関係者との不適切な接触等」の内容については、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。19.8.30）等に留意するものとする。

(3) 上記に定めるもののほか、調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の実施について必要な事項は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第22条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準に

より行うものとする。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

調達経理業務に関する違反行為の類型例

違反行為の類型例	違反態様
<p>業界関係者と共謀するなどして以下を行うことにより、人を欺いて公金官物を交付させること又は自己若しくは第三者の利益を図る等の目的をもって、予算執行職員の任務に背き国に財産上の損害を加えること。</p> <p>(1) 工数を水増しするなど、過大な予定価格の算定を行うこと。 (2) 架空の契約を行い支払金を事業者にプールさせること。 (3) 契約額を不当に上乘せし、その差額を着服すること。 (4) 過払損害額を不当に減額し、返納額の圧縮を図ること。 (5) 虚偽の監督報告書及び検査調書を作成し、違約金の支払いを免れさせること。</p>	<p>予算執行職員による調達経理業務に係る詐欺・背任</p>
<p>(1) 業界関係者の会合に参加し、業界関係者毎の年間受注目標額を提示し、その目標額を達成するよう調整を指示すること。 (2) 一つの契約について予め受注予定業者を記載したいわゆる割振表を作成し、業界関係者に通知すること。 (3) 業界関係者から提示された受注予定業者を記載した、いわゆる割振表に承認を与えること。 (4) 業界関係者が談合を行うことが容易になることを知りながら、業界関係者の不当な働きかけに応じ、計画を変更し契約を分割したり、前倒し発注すること。 (5) 業界関係者が談合を行うことが容易になることを知りながら、業界関係者の不当な働きかけに応じ、入札参加条件を変更すること。 (6) 業界関係者の不当な働きかけに応じ、受注者をあらかじめ指名すること。 (7) 特定の業界関係者に対し、受注者となるべき者として希望することをあらかじめ教え示すこと。 (8) 公にされていない予定価格を業界関係者に教えること。 (9) 業界関係者の不当な働きかけに応じ、予定価格を教えなければ問題ないと考え、予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えること。</p>	<p>予算執行職員による入札談合等関与行為</p>
<p>(1) 業界関係者と接触する場所において予定価格等を記した書類を放置するなど、ずさんな管理のため、業界関係者に当該予定価格等を</p>	<p>予算執行職員によるその他</p>

見られること。

- (2) 業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって以下の契約行為等を行うこと。
 - ① 安易に業務を処理するため、競争契約にすべきものであるにもかかわらず、要求品目を分割したり、安易に理由書を提出させるなどにより随意契約すること。
 - ② 特定の業界関係者との契約の実現を図るため、他の事業者が取り扱えない品目を要求品目に加えさせるなど、随意契約にせざるを得ない状況を意図的に作り出すこと。
 - ③ 特定の業界関係者のみが有するような実績や予定価格算定資料の提出の義務づけなど、不当な制限をつけた一般競争入札を行うこと。
- (3) 業界関係者の錯誤等の合理的な理由がないにもかかわらず、官側の都合を理由に事業者が提出した見積書の書き換えを指示し再提出させること。
- (4) 競争契約において、特定の業界関係者に有利となるように故意に入札公告の期間を短縮すること。
- (5) 入札公告を適切な場所・方法により掲示することなく、特定の業界関係者にのみ公告したことを通知し、参加を促すこと。
- (6) 複数の業界関係者からの見積書を揃えるために、業界関係者に対して白紙の見積書の提出を求めること。
- (7) 複数の業界関係者からの見積書を揃えるために、特定の業界関係者に依頼して、他の事業者の見積書を提出させること。
- (8) 業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって以下の入札に関する行為を行うこと。
 - ① 関係者以外の者を入札会場に立ち入らせること。
 - ② 入札中に入札会場から退出し、事業者のみとすること。
 - ③ 本来、国が行うべき入札の業務を業界関係者に手伝わせること。
 - ④ 入札書の差替・交換を認めること。
 - ⑤ 特定の業界関係者と契約できるようにするために、他の業界関係者に対して、入札に参加しないよう圧力をかけること。
 - ⑥ 実際には入札を行っていないにもかかわらず、入札を行ったかのように入札経緯などを記した書類などを作成すること。
 - ⑦ 契約の相手方となることを期待している業界関係者が入札に遅刻（又は欠席）しそうなとき、故意に入札の開始を遅らせる（又は中止する）などして、当該業界関係者の参加を画策すること。
 - ⑧ 再度入札にあたり、希望する入札価格を示すなど不適切な行為を行うこと。
- (9) 当初から希望する契約額を示して、商議すること。
- (10) 調達開始前に行う業態調査の際、仕様書等の調達内容について、

の注意義務違反（職務怠慢を含む。）

<p>明らかに多数の業者の参加が可能と考えられる状況において特定の業界関係者のみに照会すること。</p> <p>(11) 特定の業界関係者に対し、仕様書を受け取りに来た他の業界関係者の名前や入札動向など、入札参加者を推定しうる情報を事前に伝えること。</p> <p>(12) 納入する物品の検査に立会した検査官が検査をせず、又は仕様書等及び検査実施要領に基づかないで検査をしたために、不良品が納入されること。</p> <p>(13) 支払書類を支払済みの書類と同一に保管するなど、ずさんな管理のため、支払期限を逸して延滞金を発生させること。</p>	
<p>(1) 自己の地位階級を利用して、割振表の作成をするなど、自ら入札談合等関与行為を行うこと。</p> <p>(2) 自己の地位階級を利用して、予算執行職員に入札談合等関与行為その他調達経理業務に関する違反行為を行うことを唆し又は助長させること。</p> <p>(3) 業界関係者の不当な働きかけに応じ、不正に仕様書を変更すること。</p> <p>(4) 業界関係者の責任による履行遅延や契約不履行があるにもかかわらず、不正に仕様や納期を変更し、遅延金や違約金の支払いを免れさせること。</p> <p>(5) 業界関係者に予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えること。</p> <p>(6) 業界関係者の資格審査及び登録に際し、合理的な理由なく特定の業界関係者が有利になる取り計らいをすること。</p> <p>(7) 契約後において、契約の変更手続きを行うことなく、契約相手方に対して、契約した仕様内容を不当に超える要求を行うこと。</p> <p>(8) 競争契約において、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の業界関係者にしか対応できない納期を設定し、当該業界関係者との契約の実現を図ること。</p> <p>(9) 要求日や納期を緊急案件であるかのように作為的に調整し、公告期間が取れないようにして、特定の業界関係者との随意契約の実現を図ること。</p> <p>(10) 特定の業界関係者との契約の実現を図るため、他の事業者が取り扱えない品目を要求品目に加えさせるなど、随意契約にせざるを得ない状況を意図的に作り出すこと。</p> <p>(11) 特定の業界関係者との契約の実現を図るため、仕様を付加するなどして競争を害すること。</p>	<p>予算執行職員以外の職員による入札談合等関与行為等</p>
<p>(1) 自己若しくは部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為につ</p>	<p>隠蔽、黙認等</p>

<p>いて証拠の隠滅や虚偽の申述を行うこと。</p> <p>(2) 契約相手方が、必要な許可なく契約の一部又は全部を下請けさせていることを認識したにもかかわらず、当該違反行為を放置すること。</p> <p>(3) 部下から、他の隊員の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について通報を受けたが、通報した隊員に口封じや口裏合わせを行うこと。</p> <p>(4) 部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について情報を得ていたにもかかわらず、放置すること。</p> <p>(5) 部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為を認識したにもかかわらず、職務怠慢により当該違反行為を確認し防止するための努力を行わないこと。</p>	
<p>(1) 仕様書作成、積算、入札、契約業務などの職務上必要となる範囲を超えて、業界関係者と接触すること。</p> <p>(2) 適切な情報保全措置が施されていない庁舎内の執務室において、業界関係者と接触すること。</p> <p>(3) 職務上の上級者の了解を得ることなく、単独で業界関係者と接触すること。</p> <p>(4) 業界関係者から不当な働きかけを受けたにもかかわらず、接触報告書を作成せず、機関等の長に報告又は整備計画局長等に通知しないこと。</p> <p>(5) 防衛省退職者である業界関係者と接触する際に、職務上の上級者の了解を得ることなく、本省部員、幹部自衛官等を同席させないこと。</p>	<p>調達経理業務に従事する職員と業界関係者との不適切な接触等</p>

調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準

第1 基本事項

- 1 本処分基準は、違反行為の態様に応じて基本となる処分基準を示したものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、損害の程度、故意・過失の程度、違反行為の内容の他、部内外に与える影響、違反者の職責・階級、平素の勤務態度及び既往処分等も含め、総合的に考慮して判断するものとする。
- 2 本処分基準の基準表で示す標準例は、違反態様の代表的な例を選び、標準的な処分基準を示したものであり、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外の処分をすることができる。

第2 処分基準

○ 基準表

違反態様	処分基準	標準例
予算執行職員による調達経理業務に係る詐欺・背任	免職	人を欺いて公金官物を交付させること又は自己若しくは第三者の利益を図る等の目的をもって、予算執行職員の任務に背き国に財産上の損害を加えた場合は、免職
予算執行職員による入札談合等関与行為	免職、降任 又は停職	業界関係者の会合に参加し、業界関係者毎の年間受注目標額を提示し、その目標額を達成するよう調整を指示するなど、入札談合等関与行為を主導し、入札談合等を行わせた場合は、免職 業界関係者が談合を行うことが容易になることを知りながら、業界関係者の不当な働きかけに応じ、入札参加条件を変更するなどの入札談合等関与行為をなし、入札談合等を幫助した場合は免職、降任 又は停職

		<p>業界関係者の不当な働きかけに応じ、予定価格を教えなければ問題ないと考え、予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えた場合は、停職の重処分</p>
<p>予算執行職員によるその他の注意義務違反（職務怠慢含む。）</p>	<p>停職、減給、戒告、訓戒 又は注意</p>	<p>業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって契約行為等又は入札に関する行為を行い、国に対して重大な財産上の損害を与えた場合は、停職の重処分</p> <p>業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって契約行為等又は入札に関する行為を行ったが、国に対して財産上の重大な損害を与えるまでには至らなかった場合は、軽処分</p> <p>業界関係者と接触する場所において予定価格等を記した書類を放置するなど、ずさんな管理のため、業界関係者に当該予定価格等を見られるなどした場合は、戒告以下</p>
<p>予算執行職員以外の職員による入札談合等関与行為等</p>	<p>免職、降任、停職、減給 又は戒告</p>	<p>自己の地位階級を利用して、割振表の作成をするなど、自ら入札談合等関与行為を主導し、入札談合等を行わせた場合は、免職</p> <p>業界関係者の不当な働きかけに応じ、不正に仕様書を変更するなどの入札談合等関与行為をなし、入札談合等を幫助した場合は、免職、降任又は停職</p> <p>業界関係者に予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えた場合は、停職の重処分</p>
<p>隠蔽、黙認等</p>	<p>免職、降任、停職、減給</p>	<p>自己若しくは部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について証拠の隠滅</p>

	<p>又は戒告</p>	<p>や虚偽の申述を行った場合は、免職</p> <p>部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為を認識したにもかかわらず、職務怠慢により当該違反行為を確認し防止するための努力を行わない場合は、免職、降任又は停職</p> <p>部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について情報を得ていたにもかかわらず、放置した場合は、停職の重処分</p>
<p>調達経理業務に従事する職員と業界関係者との不適切な接触等</p>	<p>停職、減給、戒告、訓戒又は注意</p>	<p>業界関係者から不当な働きかけを受けたにもかかわらず、接触報告書を作成せず、機関等の長に報告又は整備計画局長等に通知しない場合は、停職の重処分</p> <p>職務上必要となる範囲を超えて、業界関係者と接触した場合は、軽処分</p> <p>職務上の上級者の了解を得ることなく、単独で業界関係者と接触した場合は、訓戒又は注意</p>